

収入印紙貼付

金銭消費貸借契約書

貸主 (以下「甲」という) と借主

(以下「乙」という) は、次のとおり金銭消費貸借契約を締結した。

第1条 本日、甲は乙に対し

マンション名または戸建名

号室または号棟

の購入資金の一部として 金 円

を貸付け、乙はこれを借り受けた。(利息は 年 % とする)

第2条 乙は前条の借入金の元本及び利息を毎月末日までに、甲の銀行口座に月々

金 円 振り込む方法で返済する。

第3条 本契約書に課税される印紙税は、甲と乙が折半して負担する。

第4条 本契約書に定めなき事項については、民法その他の法令の規定、取引慣行に従い
当事者誠意を持って協議し決定するものとする。

この契約の成立を証するため本書1通を作成し、当事者記名捺印のうえ甲が原本を、乙
がその写しをそれぞれ保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所

氏名

認印

(乙) 住所

氏名

認印

注：本書左上に貼付する印紙税額は、借入額が1万円以上10万円以下の場合200円、10万円を超え50万円以下の場合400円、50万円を超え100万円以下の場合1千円、100万円を超え500万円以下の場合2千円、500万円を超え1千万円以下の場合1万円、1千万円を超え5千万円以下の場合2万円、5千万円を越え1億円以下の場合6万円、それ以外の場合別途税務署にお問い合わせください。